季節はあっという間に春になり、4月から新しいスタートをきった方々も多いのではないでしょうか。あタートをきった方々も多いのではないでしょうか。あんき会も5回を終え、次のステップが始まろうとしています。
第4回目は、市民メンバー20名、職員メンバー9名と事務局スタッフあわせて39名が参加して行われました。ファシリテーターの加藤さんの「自治って?」のタイトルでのプチプチ講座のあと、グループワーク!「安城の市民・行政・議会できてるネ!こまでは…」のテーマで市民メンバー・職員メンバーがそれぞれお互いのいいところや成長するためのアドバイスを出し合いました。たくさんの意見が出され、自熱したグループワークとなりました。愛知大学法学部の入江容子先生をお迎えして初の勉強会形式の会学部の入江容子先生をお迎えして初の勉強会形式の会さん、真剣なまなざしで入江先生のお話しに聞き入っていました。「自治の本質を考える」自治基本条例のの必要性と背景から」、のタイトルでミニ講座。みなさん、真剣なまなざしで入江先生のお話しに聞き入っていました。「自治の本質を考える」自治基本条例でいるが出ました。「自治の本質を考える」自治基本条例ではいる。これまでより少し具体的な条例のホネ組みを話し合ったり、これまでより少し具体的な条例のホネ組みを話し合ったり、これまでよりではないではないでしまいでしまいでしまいでしまいではないでしまいでしまいでしまっている。

その前こちょっと砂さぁ次のステップへ!



発行/安城市自治基本条例を考える市民会議 事務局/安城市企画政策課

TEL(0566)76-1111 FAX(0566)76-1112

MAIL: kikaku@city.anjo.aichi.jp HOME: http://www.city.anjo.aichi.jp/

あんき会やかわらばんへのご意見・ご感想は、メール・電話・FAXにて募集中です! 各回ごとのまとめなどが見ることができるホームページも是非ご覧下さい!安城市トップページから各課のページ 企画政策課のページへ!

あんき会

安城市の市民・行政・議会について考えよう!

第4回あんき会

2008/2/27

グループにわかれて、市民・行政それぞれのいいところとアドバイスを出し合いました。議会についても話し合いながら考えてみました。

その後、さらに良くするために意見を出し合い、「今日のベスト3」を決めて、発表しました!

い (グループ名) 碧の風 のベスト3!

○市民・行政・議会の

(情報の)風通しを良くしよう ○行政・市民の2極化の考えをなくそう

○私たちのまちにもっと関心を持とう



ろ (グループ名) 井戸端サークル のベスト3

○議会に公聴会制度を、

そしてもっと情報公開を!

○学校運営に市民の参加を、

教育委員の公選制

○行政の効率的・効果的な運営。



もっと情報公開を!

(グループ名) にこにこ のベスト3!

○あいさつ運動を始める)市民

○議員を減らし責任を持たせ、

活動報告を行う)議会

○行政職員が専門性が少ないため、 専門性を持ったプロを作るのが良い

)行政

○町内会にしわ寄せが多すぎる。

町内会自立)行政



前回の ふりかえり



プチプチ



に (グループ名) 自然大好 のベスト3!

○ありのままの市民の姿を

受け入れる(受止める)

○(市民、行政、議会)コミュニケーション

を良くする(深める)

○各町内自治を 良くする。(まずは あいさつをする!)



ほ

^(グループ名) 星の会 のベスト3!

○地域のためになる「活動」への

支援策があるとよい

○議会と市民との交流 「まちかど市議会」公民館又は町内会

○住民投票条例の制定!



第4回ひとことアンケート

グループワークの時間が十分とれて話し合いの実があった/全員が課題に前向きになっている姿がよい/具体的に、3者(市・市民・議会)を結びつけて考えられたことがよかったと思う/議会について問われると意外とわかっていなかった/少しずつ具体的になってきたので次回に期待しています/前回のアンケートに〇や のしるしをつけた作業が思わぬ気付きを得られたので個人的に今後も行いたい/市民自治の自も知らない市民が(烏合の衆)が安城市の憲法をつくることができるのでしょうか。もう少し時間が欲しい他













論には、この現行の法律で自治責任自治基本条例をつくるという議

あんき会

a. 官治集権型

玉

市町村

るかたち

入江 容子 さん

愛知大学法学部 准教授 専門 : 地方自治、行政学

ております。 かつては 法律の先占に違反しない限り」が大原則になっ

係はどうなるんだといつと「法令わけです。条例と国の法令との関

だよといつ権利が保障されている

たちの中で法律をつくってもいいん憲法によって、「自治立法権」自分

b. 自治分権型

県

市町村

自治って?自治基本条例って何...?勉強しよう!

目治基本条例も条例



第5回 あんき会

2008/3/26

自治の本質を考える 必要性と背景から 自治基本条例の

|政府と基本法」の考え方から

、おいて、そこに住んでる住民の方体が予定されており、その団体にいます。国と別の法人格をもった団 内容 (本旨)といつふうに言われて

ると。 自治体で言えば自治基本条れぞれに合った基本法が必要になをすれば、 それぞれの政府にはそ(自治体を)地方政府といつ考え方 government)と言っております。つはローカルガバメント (local英語圏で地方自治に関する学問 体、国、国際機構があると。活動、それから団体や企業、れます。一番基礎にあるのが 三分化論といつのを目指しておらこの考えに基づき、さらに政府 まり、地方政府ですね。 そのように れから団体や企業、自治一番基礎にあるのが市民

ってその地域の問題を治めるというが、自分たちの責任又は、創意によ

ことなんですね。 もう一つ 地方自

場合には国に、市民が信託をす 県が、さらに県でも対応できないう、それが少し足りない場合には まず市民生活に一番近い問題は、 る。ですから、自治分権型(図b)と いつのが望ましいのではないかと。 私達の生活に係る重要なことは決 一番近い政府に解決をしてもら 戦後ずっと続いてきた官治・集 これを補完性の原理と言いま 図 ゆでは、いざといつときに

市民が起点 市民 市民 国、県、市町村、市民の 文言上は国民主権だけ ど国から仕事が降りてく 間で相互交通があると いう仕組み

立しつつ種りとうず、 企業、NPO・NGO などが共同、対企業、NPO・NGO などが共同、対の所だけでなく地方政府、住民、大路信郷氏の定義によると「中央、大路信郷氏の定義によると「中央、 らつくられるといつことは非常になと。まさにこの場ですよね。だから、ここで自治基本条例をこれから意に至る。その作業じゃないかい。計議をし、なんかある一定のようが参加をする、そして議論をしたが参加をする。 が使いたいように使ってきている。ですよね。その時々でわりと政府えてみると非常に曖昧な概念なん 行う状況をさす」と。 いろんな主立しつつ権力を分有して、統治を企業、NPO・NGO などが共同、対 つくっていくろいつ考え方ですね。体が関わり合って広い公共空間を 私が思う。公共」は、広く多くの 「公共」ってことは、よくよく考

る、行政と議会、住民自身の役がいるんじゃないかと。住民によする。そのときに基本となる法律のか。少なくとも自治責任は増大のか。少なくとも自治責任は増大いであ、分権が進むとどうなる に 1970 年に!1995 年には高齢社労 高齢化社会の到来 日本は既中央集権型行政システムの制度疲 政治改革の一環 地

質問コーナー

Q:条例に上位·下位、 差があるの?

A: (最高規範性をもつ)自治基本条例は、細かい条例の、概念的に言いますと、

Q:世田谷の歩行禁煙とは自治基本条例と考えていいのか?

- A:路上喫煙禁止の条例になっていると思います。自治基本条例とは違うもので
- Q:なぜ議会・市民・行政を別々のものとして捉えるのか。初めから、皆「安城市」 を動かす人達なのになぁ。 A:役割に準じて専門性をもった活動をしているので、そのような分け方をしてお
- りますけども、もちろんもとは一個人であり住民であるというのは一緒だと思い
- Q:松下さんは「市民」という語句を使用しているが、「住民」という語句とはニュ アンス(意味、定義)が異なるように思えますが。

A:学問上でもわりと曖昧。ただ、市民というと、運動論的な色合いが強〈なりま す。一般に最近は住民というほうが多いかなという気がします。

なるほどカードより

地方自治は本来の国民(市民) 主権であることを前提とし、市 民のための基本条例を作るこ と/地方分権がすすめられて きた背景、要因がよく分かりま した/地自法に規定されている 「自治責任」の原理原則が今の 安城市に足りているのか?い ないのか?これをもっと掘りさ げてみたいかと/自治基本条 例とは「住民による自治体行 政、議会の役割、そして住民自 身の責務と権利の定義」もう一 つ最後の前国立市長の話 他

あんき会あるき会

市民メンバーの草苅さん、小森さんの 企画により、4月12日(土)あんき 会あるき会が開催されました。

うららかな春の陽気の中、安祥城址と 古戦場めぐり。ボランティアガイドの 方々の説明を聞きながら街歩きをしま した。その後、自治基本条例について も意見交換!

今後もメンバー以外 も、誰でも参加 OK で 開催予定とのこと。 乞うご期待です!

大乗寺内の本丸跡へ



第7回 あんき会

条例のホネグミについて話し合おう!

5月 8日(木)午後7時~9時 市民会館2階視聴覚室

第8回 あんき会

5月 29日(木)午後7時~9時市民会館2階視聴覚室

各回とも傍聴できます!!ご希望の方はあんき会の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁 日)までに、事務局((0566)76-1111 企画政策課企画政策係)までご連絡〈ださい。

表面も 見てね!



こちらは 裏面